平成26年度　事業計画

社会福祉法人　鈴鹿福祉会

はじめに

団塊の世代が７５歳以上となりきる２０２５年まで、あと１０年余となりました。

現在、国においては、社会保障制度改革、介護保険制度改正、消費税等の税の問題について議論が継続されていますが、最終的な結論については不透明な状況が続いています。

そのような中、地域の高齢者福祉の向上を目的に開設した当施設も地域の皆様に支え続けられて２０年が経過いたしました。

地域に信頼されるべき施設であり続けたい…、という想いから、これからの２０年、介護サービス利用者の中心となる段階の世代の方々についても利用しやすいサービスシステムづくりを図ってまいりました。

現在、デイサービスセンター棟の南側にショートステイ個室ユニット棟（20 床）が完成し、既設については、特養ユニット型個室（50 床）、ショートステイユニット型個室（10 床）への増改築を行っており、間もなく竣工を迎えるところです。

これにより、従来は合計 70 名であった定員が、ショートステイが 10 名増え、80 名となります。そして全ての居室が「個室」となり、「入所する（入る）施設」から「入居する（暮らす）ホーム」へと生まれ変わることになります。

※10 名を 1 ユニット（生活単位）として、ユニット毎に居室、リビング、浴室、洗面、トイレなど、生活に必要な設備が適切な場所に配置されており、しつらえについても家庭的な雰囲気の中で介護サービスを利用することができます。ケアワーカーの配置をユニット毎に固定配置にすることで、顔なじみの関係の中でサービスを受けることができます。個別的なケアを行うためにケアワーカーは、入居者個々の 24 時間軸の生活リズムを把握します。

わたしたちは、挑戦していく社会福祉法人として、地域で生活をされている高齢者が住み慣れた環境の中で暮らし続けられることを第一に考えた運営を行ってまいります。

社会福祉法人 鈴鹿福祉会

理 事 長　中 村　敏

平成 26 年度事業計画

Ⅰ. 経営理念

私たちは、地域に信頼されるべき存在であり続けます

Ⅱ. 経営ビジョン

気持ちを「かたち」に

～こころづかいを地域の皆様に～
～思いやりを地域の皆様に～

Ⅲ. 経営目標

20 年目からの “新たな挑戦”

Ⅳ. 事業計画目標

平成 26 年度　目標

“個別的な暮らし”の実現に向かって

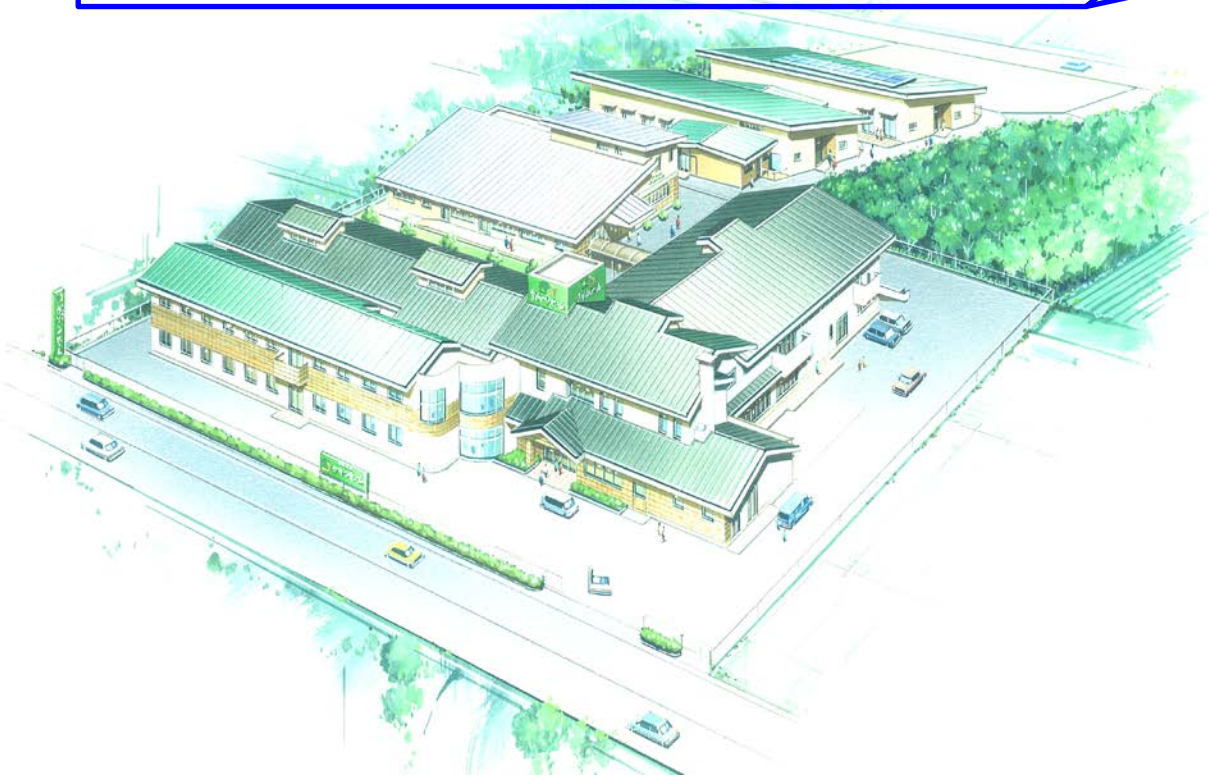

Ⅴ. 基本方針

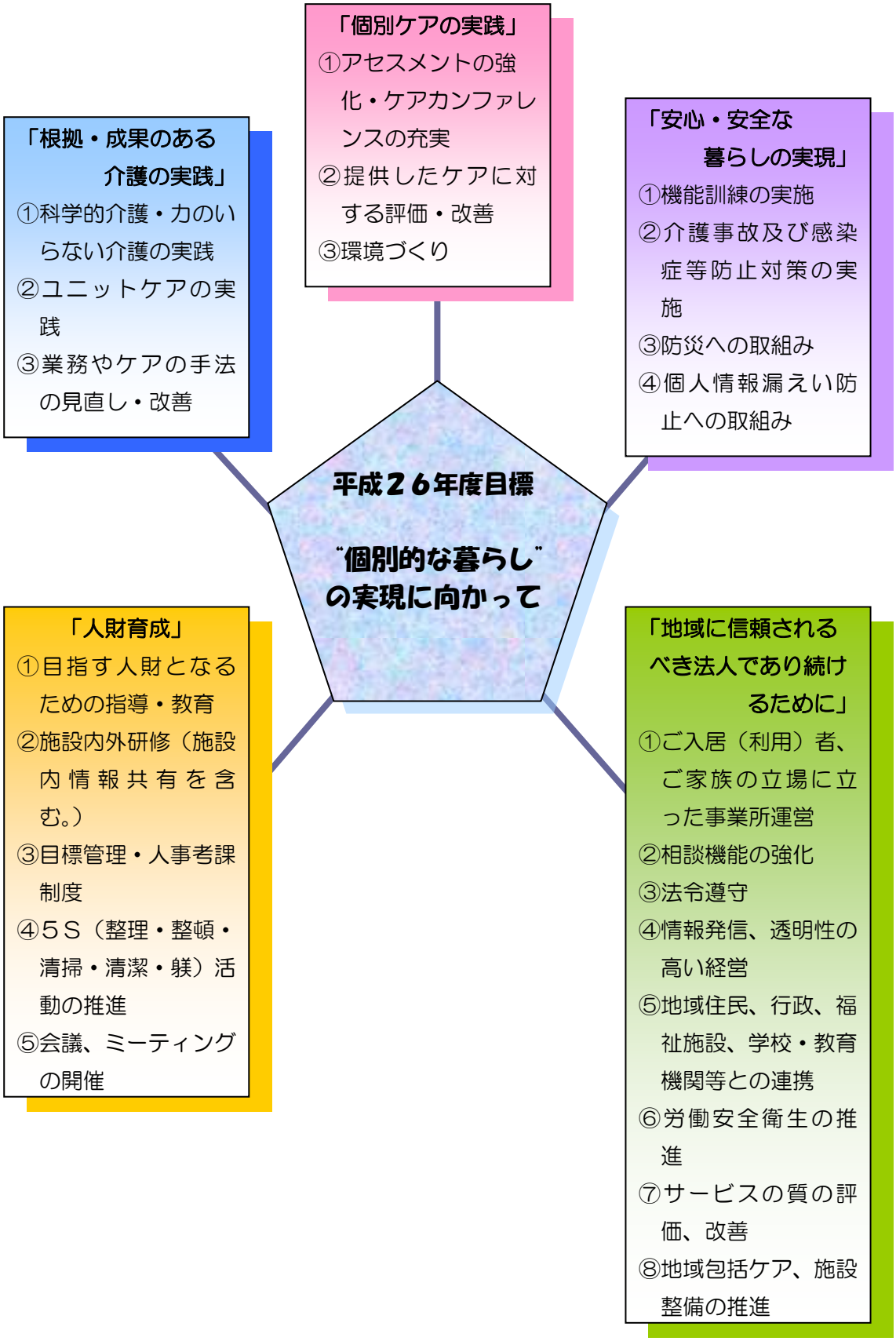
「個別ケアの実践」
①アセスメントの強化・ケアカンファレンスの充実
②提供したケアに対する評価・改善
③環境づくり
「根拠・成果のある介護の実践」
①科学的介護・力のいらない介護の実践
②ユニットケアの実践
③業務やケアの手法の見直し・改善
「安心・安全な暮らしの実現」
①機能訓練の実施
②介護事故及び感染症等防止対策の実施
③防災への取組み
④個人情報漏えい防止への取組み
平成２６年度目標
“個別的な暮らし”の実現に向かって
「人財育成」
①目指す人財となるための指導・教育
②施設内外研修（施設内情報共有を含む。）
③目標管理・人事考課制度
④５Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔・躾）活動の推進
⑤会議、ミーティングの開催
「地域に信頼されるべき法人であり続けるために」
①ご入居（利用）者、ご家族の立場に立った事業所運営
②相談機能の強化
③法令遵守
④情報発信、透明性の高い経営
⑤地域住民、行政、福祉施設、学校・教育機関等との連携
⑥労働安全衛生の推進
⑦サービスの質の評価、改善
⑧地域包括ケア、施設整備の推進

Ⅵ. 事業計画

１　法人運営

月	内　　容
月例	■月例会の開催（毎月１日） ■幹部会議の開催（毎月２０日） ■各部署連携会議の開催（毎月）
４	■竣工式、披露式の開催 ■ホームページの立ち上げ■パンフレットの作成
５	■「創立２１周年記念行事」の開催 ■内部経理監査の実施　　■監事監査の実施 ■理事会、評議員会の開催
６	■在宅サービス家族との懇談会・施設見学会の開催
９	■敬老祝賀会の開催
１１	■理事会、評議員会の開催
１２	■平成２６年度「クリスマス会」の開催
３	■理事会、評議員会の開催
非定例	■入所判定委員会の開催　　■理事会・評議員会臨時会 ■地域福祉関係者等との情報交換　　■案内等広報活動 ■経営課題について分析・改善、勉強会の開催

２　研修

（１）調査研究・研修

①育成方針

私たち鈴鹿福祉会の職員は、地域に信頼される施設づくりを目指し、ご入居者・ご利用者の個別的な暮らしの実現のために、スタッフ一人ひとりの介護力の向上を図ります。

②目標

学んだことを ご入居者・ご利用者に対する「ケア」に反映していくことを目標とし、「学んだこと」を関係する職員に「伝え」、メンバーでできる方法を「考え」、そして「実践」していきます。

≪学び～実践のイメージ≫

学ぶ　→　→　→　→　→　→　伝える

↑　「ケア＝生活がよくなる」　↓

実践する　←　←　←　←　←　←考える

月	研修内容等	担当	対象者
4	■ユニットリーダー研修 ■東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会 ■東海北陸ブロックカントリーミーティング ■全国老人福祉施設大会 ■東海北陸ブロック老人福祉施設研究会議 ■認知症ケア実践者研修 ■施設実習指導者研修	○施設長 ○各専門職 ○外部講師 ○施設外研修の活用等により実施	○施設長 ○各所属長より推薦された職員数名
2	■事業計画作成検討会	○施設長	○事業計画作成担当者
3	■事業所自己評価研修	○施設長	○所属長・管理者
その他	■たんの吸引等の実施に関するフォローアップ研修	○医務係	○認定特定行為業務従事者認定者等
	■高齢者医療・感染症防止に関する研修		○認定特定行為業務従事者認定者・ケアワーカー等
	■特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修プログラム(法定・50 時間以上)		○特養係ケアワーカー
通年	目標管理	理事長、理事、監事、評議員、施設長、主任以上の役職者	○全職員
	人事考課		○正規職員

③研修の種別・受講の目的

■施設外研修

ア）技術･技能及び知識の向上を目的として、行政、老人福祉施設協(議)会(全国、県、鈴鹿亀山地区)、社会福祉協議会(全国、県、市)及び全国社会福祉施設経営者協議会等 各協議会又は団体が主催する各種専門領域における研修を受講します。

イ)他施設等における取り組み及び実践事例や介護事業者及び職員並びに介護保険制度の現状等について学び、資質の向上につなげるとともに、自施設における取組みに活用することを目的として受講します。

■施設内研修（施設外研修を活用することもあります。）

ア)基礎的な事項･介護保険に係る情勢等を学ぶことを目的として受講し、又は開催します。

イ)定形業務に係る研修を行うことを目的として開催します。

■新任職員研修（採用時及び採用後）

新規採用にあたり、社会福祉法人 鈴鹿福祉会の職員の第一歩として、社会人としての規範や介護保険制度（介護サービスを含みます。）、法人の規則等について学ぶことを目的とします。

項　　目		担　当
1日目	■辞令交付	○理事長
	■採用関係手続 ■就業規則・給与規則・福利厚生・労働安全衛生 ■個人情報保護等説明 ■法人／事業計画説明 ■事業内容等説明（介護保険関係、居宅介護支援・通所介護・特養・短期入所・感染症・医療・食事提供・鈴鹿市受託事業・ユニットケアについて）	○施設長 ○総務係
2日目	■社会人としての心構え･人と接する時の基本マナー・職場のマナー・電話のマナー・接客のマナー・訪問のマナー	○外部研修等の活用による
3日目	■消防（防災）訓練、防災教育	○防火管理者
	■現場実習（ＯＪＴ）、所属外サービス見学又は実習又は講義	○所属長、管理者、主査、主任、ユニットリーダー
■面談（目標管理、メンタルヘルス等を含む。） ■フォローアップ		

Ⅶ. 行事計画

１　「創立２１周年記念行事」　平成２６年５月１０日(土)

鈴鹿グリーンホームの創立を記念するとともに、施設ご利用者、ご家族等とのふれあいの場として、又施設との意見交換、相互交流の場として開催いたします。

２　「(在宅サービス) 家族懇談会」　平成２６年６月１４日(土)、１５日(日)

在宅で介護をされているご家族等と施設との意見交換、相互交流の場として、又施設見学、施設からのお願い、介護に関する相談等の場として開催いたします。

３　「敬老祝賀会」　平成２６年９月１５日(月)【敬老の日】

高齢者にとって、敬老の日は最も大切な日でもあります。そのハレの日に当法人のサービスをご利用いただいている皆様に心からお祝いすることを目的として開催いたします。

４　「**グリーンの秋祭り**」　平成２６年１０月１３日（月)【体育の日】

季節を感じることができる、施設ご利用者がご家族や地域との交流ができる雰囲気をつくるとともに、施設・スタッフが直接ご意見、ご要望を伺う機会として開催いたします。

５　「クリスマス会」　平成２６年１２月２０日(土)

季節を感じることができる雰囲気を作るとともに、師走の恒例行事として、ご利用者とご家族のふれあいの場として、又施設・スタッフが直接ご意見、ご要望を伺う機会として開催いたします。

事業別事業計画

Ⅰ．指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム

～基本方針～

『入居者ひとり一人の暮らしを大切に考える』

➢まえがき

老人福祉法　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準には、『従来型』と『ユニット型』の基本方針が規定されています。

『従来型』については、

「入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、**入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う**ことにより、入所者がその有する能力に応じ**自立した**日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。」（第 2 条）

とされており、

一方、『ユニット型』については、

「入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、**入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な**日常生活を営むことを支援しなければならない。」（第 33 条）

とされています。

鈴鹿グリーンホームにおいて、ユニット型のケアの実現を図るべく次のように計画します。

➢(1)暮らしの「連続性」を大切にする

・全スタッフは 24 時間シートを導入し、活用する
・全スタッフは 24 時間シートとリンクしたケース記録を導入し、活用する
・ケアマネジャーは 24 時間シートとリンクしたケアプランを導入し、活用する
・機能訓練指導員は 24 時間シートとリンクした個別機能訓練計画を導入し、活用する
・管理栄養士は 24 時間シートとリンクした栄養ケア計画を導入し、活用する
・ユニット会議、リーダー会議を定期的に開催する

➢(2)「家」と同じような環境をつくる

・ケアワーカーは一斉介助を行わない
・ケアワーカーは、できる限り入居者がひのき風呂や個浴での入浴ができるよう努める
・ケアワーカーが、ユニット内で簡単な調理や盛り付けを行う
・食事の器は、陶器や漆器を使用する

・全スタッフはユニットにおいて生活的な音、匂い、声が感じられるよう配慮する
・ユニットリーダー、ケアワーカー、生活相談員は、家族に対して使い慣れた家具などの持ち込みをお願いする
・ユニットリーダーとケアワーカーは、家庭的なしつらえを行う
・ユニットリーダー、ケアワーカー、生活相談員のユニフォームを廃止する

➢(3)ユニットケアを展開できる人材を育成する

・ユニットリーダーを中心としたユニット運営を行う
・管理職とユニットリーダーはケアワーカーに対して、報告、連絡、相談の方法を指導する
・管理職とユニットリーダーはケアワーカーに対して、接遇マナーを指導する
・管理職とユニットリーダーはケアワーカーに対して、5S(整理・整頓・清掃・清潔・躾)をきちんと指導する
・管理職とユニットリーダーはケアワーカーの目標管理を行い、それに対してしっかりとした評価を行う(人事考課)
・優秀な人材にユニットリーダー研修を受講させる
・優秀な人材にたんの吸引などに関する研修会を受講させる
・管理職と主任ユニットリーダーにより定期的なサービスの質を評価し、指導する
・管理職とユニットリーダーはケアワーカーに対して、業務的に行う介護についての弊害を常に訴えていく

➢(4)安心、安全の暮らしの実現のために行うこと

・ユニットリーダーとケアワーカーは、介助リフト、スライディングボード及びシート、介助バーなど介護機器を活用したケアを行う
・ユニットリーダーとケアワーカーは、モジューラ型車いすやチルト型車いすを使用するよう努める
・ケアワーカーによるマンツーマン入浴の実施
・ケアワーカーによる日中おむつゼロへの取り組み
・優秀な人材にたんの吸引などに関する研修会など専門領域に関する研修会を受講させる
・ユニットリーダーとケアワーカーは、排泄交換時のバケツやオムツ交換車の使用を止め、トートバッグなどを使用する
・生活相談員とユニットリーダーは、ボランティアの受け入れや地域行事へ参加するなど入居者が地域と交流することにより、つながりを感じられるようにする

Ⅱ．指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）
特別養護老人ホーム 鈴鹿グリーンホーム 短期入所生活介護事業所

～基本方針～

『地域一番のショートステイ事業所に！』

➢(1)サービスエリア提供の拡大

・介護負担軽減、介護ニーズを踏まえ、広域的な地域の中で社会貢献を含めた事業活動を行う

➢(2)当たり前のサービスを当たり前に提供する

・ユニット型事業所として、事業所の特徴を効果的に活かした運営を行う。（ユニットケアの推進）

・自宅での「暮らし」を24時間シートの活用により、ケアを行う

・ご家族のレスパイト（休息）、ご利用者自身が落ち着いて「暮らし」を継続できる場となるようスタッフ全員が知恵を出し、実行する（考える力を養う。行動に移す）

・24 時間シートを中心としたケアを展開し、ユニットケアの醸成を図る

➢(3)医療ニーズの高い方への対応

・医師、看護職員との連携の下、ご利用者、ご家族のニーズを理解した運営を行う

➢(4)目指すべき人材育成

・7S活動（整理、整頓、清潔、清掃、躾、指導、接遇マナー）の徹底

➢(5)科学的介護の推進

・地域包括ケアに向けて、在宅要介護高齢者が体調を整えるために利用し、状態が安定、改善すれば自宅に帰るというサイクルの構築を図る

医務係　事業計画

～基本方針～

居心地のいい家にいるような安心と安らぎを

➢(1)ユニットケアの構築に向けて

・自律した生活を尊重する　　・引継ぎを大事にする

・健康状態を把握し、対処する

・バイタルサイン測定は、定期的、随時、医師の指示により適切に行う

・服薬援助、薬情報について、24 時間シートに記載し、情報の共有化を図ります

・家庭にいるような自然な装いを心掛ける　　・必要な備品の整備

➢(2)認知症ケア

・生活習慣が続けられるような環境をつくります

・心地よく過ごせるように衣食住に配慮し、清潔を保ちます

・新しい情報を取り入れ実践します

➢(3)24時間シートを踏まえた看護の実施に向けて

・丁寧なアセスメントを行います　　・抽出した情報から一日の暮らしを把握する

・一日を単位として、その積み重ねを大事に考えます

・排泄リズムの把握　　・24 時間シートと連動したケアプランの作成

➢(4)個別機能訓練の実施

・24 時間シートと連動した計画の作成　　・生活ニーズに沿った機能訓練の実施

➢(5)看取りケアの実施

・目配り、気配り、心配りを大切にする

・ご利用者、ご家族の納得が得られるよう医師、他職種で関わる

・特養の介護力を活かし、平穏な最期が迎えられるよう努力する

調理部門　事業計画

～基本方針～

『家庭的な食事』の追求

➢(1)食生活の「継続性」を大切にすること

・(管理)栄養士と調理スタッフは、ユニットケアの概念に沿った業務を行う

・(管理)栄養士と調理スタッフは、入居者、利用者個々の生活リズムや生活様式を理解して食事を提供する

➢(2)「暮らし」を大切にすること

・(管理)栄養士と調理スタッフとは、食べ物の匂い、湯気、音、喫食者同士の楽しい会話、旬の食材など、おいしさを五感で感じられるような食事提供を行うよう心掛ける

・(管理)栄養士と調理スタッフとは、ユニット内で簡単な調理や盛り付けができるようサポートを行う

・調理スタッフは、厨房での一斉盛り付けはできる限り行わないようにし、各ユニットの意向に沿った食事提供ができるように努める　　・食事の器は、陶器や漆器を使用する

・調理スタッフが各ユニットにおじゃまする時は、家庭で使用するようなエプロンを着用する

➢(3)安心、安全の暮らしの実現のために行うこと

・(管理)栄養士は、24時間シートをベースとして、健康診断結果、血液検査値、体重測定、食事摂取量などのデータに基づき、適切な栄養サポート(栄養マネジメント)を行う

・形態、嗜好、器具、姿勢、環境など、どうすれば食事を摂取しやすくなるかについて他職種で検討する

・献立会議の開催　　・できる限り経口摂取を継続するためにソフト食を提供する

・専門領域に関する研修会を受講させる　　・厨房施設の一部改修、システムの改善

Ⅲ. 指定居宅介護支援事業

在宅介護支援センター 鈴鹿グリーンホーム 居宅介護支援事業所

～基本方針～

『制度改正に備える～次期介護保険制度改定に向けて～』

➢はじめに

・平成26年4月の消費税増税に伴う介護報酬単価改正を皮切りに、いよいよ平成27年度介護保険制度改正は詰めの段階に入ります

主な流れとしては、「地域包括ケアシステムの構築(予防給付の地域支援事業への移行を含む)」と「医療と介護の連携」へと向かっています。それらに対し、われわれが取り組むべき課題として、

「地域や関係機関と深いつながりを持ち、必要時に連携が図れる関係性の構築」

「医療を必要とする方々に対応できるケアマネジメント力の向上」 が挙げられます

これらに軸を置いた事業所運営を行います

また今後、制度改正について、非常にたくさんの情報が次々発出されることになるため、ご利用者やご家族に説明を行う等、混乱なく円滑にサービスが受けられるよう配慮してまいります

➢(1)ケアマネジメント力の向上

・新しい情報の獲得　　・法令、根拠に基づいた対応の徹底

・定期運営会議、事業所内外研修の参加により資質向上を図る

・ご利用者、ご家族に対する情報提供、説明責任を果たす

・人事考課よる自己覚知と目標管理　　・ケースファイリングの見直し

・事業所職員間での情報及び課題の共有化

・困難ケース等については、複数の事業所職員で対応　　・和顔愛語の実践

➢(2)地域への浸透

・パンフレットの作成と配布　　・ホームページによる情報発信
・鈴鹿市長寿社会課、鈴鹿亀山地区広域連合、鈴鹿市西部包括支援センター、地域の民生児童委員、他の介護保険事業者との連携　　・地域の社会資源の情報収集、連携強化
・医療機関との連携

➢(3)検討課題
・ケースの増加を踏まえた今後の対応について

Ⅳ．指定通所介護事業（指定介護予防通所介護事業）
デイサービスセンター 鈴鹿グリーンホーム

～基本方針～

『ご利用者に満足してもらえるサービスの提供』

～ご利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる支援を目指して～

➢(1)サービスの充実

①アセスメントの強化とケアの統一
・事前調査の改善　　・アセスメントシート、日課表、計画書の充実
・状態変化、評価時の日課表、アセスメントシートへの記載と統一　　・担当者会議での評価
・アセスメントに関する勉強会の開催

②安全管理委員会活動
・会議、カンファレンスでの啓発　　・朝礼での啓発　　・日課表の充実
・勉強会の開催　　・事業所内での啓発　　・検討方法の充実　　・感染症対策

➢(2)在宅生活の充実のために

①アクティビティの充実
・アクティビティの充実　　・提供メニューの充実　　・実施前の打ち合わせ

②その他の取り組み
・理容サービスの継続　　・ボランティア団体等、地域との交流　　・広報活動

➢(3)人財育成
・サービス内容の標準化　　・仕事に対する不安の解消への取り組み
・自己成長を促すための方策　　・人事考課による評価

➢(4)今後について

・次期介護保険制度改正に対する体制の検討、準備

Ⅴ．指定通所介護事業（指定介護予防通所介護事業）
サロン花葉（小規模型デイサービス事業所）

～基本方針～

『オンリーワンのサービスを』

➢(1)小規模型通所介護事業所として

①個々のニーズに応えた個別ケアを提供する

・アセスメントの強化　・根拠あるケアの実践と見直し　・満足度の向上

・居宅介護支援事業所への定期訪問　・地域ニーズ等の調査

・見学、利用体験の案内、実施　・広報紙「花葉だより」の発行と配布

②専門職としてのスキルアップ

・自己研鑽、事業所内外研修

③人材の育成

・人事考課と目標シートを用いた資質向上と育成

・5S活動の実施

④危機管理

・各マニュアル類の整理と更新　・配置スタッフの検討と整備

⑤環境整備

・整理、整頓、清潔、改修、改善

⑥営業日の変更

・8 月 14 日、12 月 30 日、1 月 4 日、祝祭日の振替休日（2 日間）の計 5 日間の営業日増

➢(2)地域貢献

誰でも気軽に立ち寄れる事業所を目指す

・地域の民生児童委員等への情報発信

・作品等の贈呈（幼稚園・保育園のバザー時等に）

・定休日を地域に開放

・交流会の開催

Ⅵ. 鈴鹿市委託事業

～基本方針～

『地域支援事業における一次予防事業の実施』

「高齢者通報体制整備業務の実施」

➢(1)鈴鹿市一次予防事業の受託について

鈴鹿市との一次予防事業委託契約に基づき、引き続き地域の介護予防に資する事業の取り組みを行います

目的:要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)
地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する

目標:介護予防に資する自発的な活動が広く行われ、高齢者が自ら様々な活動に参加し、毎日をいきいきと過ごしていただける健康づくり

対象:65 歳以上の鈴鹿市民　「鈴鹿市説明資料より」

実施内容:音楽を楽しむ会(毎週火曜日)
生きがい活動など(月 1 回程度)

より多くの方に目標とする効果が波及できるよう、市担当部局と連携を図りつつ、対象地域の拡大を図ります

➢(2)鈴鹿市高齢者通報体制整備業務委託

鈴鹿市との高齢者通報体制整備事業業務委託契約に基づき、引き続き地域の介護相談、通報体制等高齢者支援に資する事業の取り組みを行います

目的:見守り等の援助が必要な高齢者が自立した生活を送れるよう 365 日・24 時間の通報体制を整備し、必要に応じ、地域包括支援センター又は鈴鹿市長寿社会課へつなげる等の高齢者への支援を行うものとする

内容:地域の要援護高齢者等の心身状況及びその家族等の状況等の実態を把握する通報を受けたときは、その実態を把握し、必要に応じて地域包括支援センター又は鈴鹿市長寿社会課へつなげる

➢(3)車いすの無料貸し出し事業の継続

法人独自の取り組みとして、通院や買い物、旅行等、必要に応じて車いす及びその付属品を無料で貸し出します